

# 1 宮崎県高等学校体育連盟規約

## 第1章 総則

- 第1条 本連盟は宮崎県高等学校体育連盟と称し、原則として会長所在校に事務局を置く。
- 第2条 本連盟は宮崎県下における高等学校体育・スポーツの健全な発展を期することを目的とする。
- 第3条 本連盟は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 1 県下高等学校体育・スポーツの振興に関すること。
  - 2 県下高等学校体育・スポーツについての調査研究並びに研修に関すること。
  - 3 県下高等学校体育大会の開催に関すること。
  - 4 県下高等学校生徒の競技力に関すること。
  - 5 学校保健体育教科に関すること。
  - 6 学校体育・スポーツに関する諸団体との連絡調整に関すること。
  - 7 その他本連盟の目的達成に必要な事業に関すること。
- 第4条 本連盟は公益財団法人全国高等学校体育連盟、九州高等学校体育連盟に加盟する。

## 第2章 組織

- 第5条 本連盟は県下高等学校・特別支援学校加盟校で組織する。なお、本連盟に加盟及び脱退しようとする学校は理事会の議決並びに評議員会の承認を経なければならない。
- 第6条 本連盟に第3条の諸事業を遂行するために次の各支部を置く。
- |         |         |
|---------|---------|
| 県北支部    | 西都・児湯支部 |
| 宮崎・東諸支部 | 日南・串間支部 |
| 都城・北諸支部 | 西諸支部    |
- 第7条 本連盟に第3条の諸事業を遂行するために専門委員会・表彰委員会を置く。
- 第8条 本連盟に第3条の諸事業を遂行するために31競技専門部を置く。その細則については別に定める。

## 第3章 役員

- 第9条 本連盟に次の役員を置く。
- |      |     |      |          |       |     |
|------|-----|------|----------|-------|-----|
| 会長   | 1名  | 常任理事 | 若干名      | 幹事    | 若干名 |
| 副会長  | 若干名 | 評議員  | 各加盟校校長   | 支部長   | 6名  |
| 理事長  | 1名  | 理事   | 各加盟校より1名 | 支部理事長 | 6名  |
| 副理事長 | 2名  | 監事   | 若干名      | 顧問    | 若干名 |
- 第10条 本連盟の役員を選出・任務を次のように定める。
- 1 評議員は加盟校の校長とする。
  - 2 会長及び副会長は、評議員会で決定する。但し、副会長1名は会長所在校の副校長・教頭とする。
  - 3 会長は本連盟を代表して会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときはその職務を代行する。

- 4 理事は加盟校より1名ずつ選出し、会務を執行する。
- 5 理事長は会長所属校理事から会長が指名し、会長の命により日常の会務を処理する。なお、理事長同一校に補佐する副理事長を置く。
- 6 常任理事は専門委員長及び理事より選出し、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 7 監事は評議員及び理事・各加盟校事務長より選出し、理事会の同意を得て会長が委嘱する。監事は会計を監査する。
- 8 幹事は事務局所在校の教職員より選出し、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 9 支部長は支部理事長所属校の評議員とし、地区の会務を統括する。
- 10 支部理事長は各地区理事の中から会長が指名し、地区理事会を代表して地区の会務を執行する。支部理事長は本連盟の常任理事を兼ねる。なお、支部理事長同一校に補佐する副支部理事長を置く。
- 11 顧問は理事会において推薦し、会長が委嘱する。顧問は重要事項に関し会長の諮問に応ずる。
- 12 役員は任期は1年とする。但し再任を妨げない。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。役員は任期満了後も後任者の就任するまでの職務を行う。

## 第4章 会議

### 第11条

- 1 会議は評議員会及び理事会・常任理事会とし会長が招集する。
- 2 評議員会の議長は会長、理事会の議長は支部理事長、常任理事会の議長は会長が務める。
- 3 評議員会及び理事会・常任理事会はそれぞれ2分の1以上の出席がなければ、これをひらくことができない。ただし、委任状は認める。
- 4 理事または評議員の3分の1以上から会議の目的事項を示して、請求のあったときは会長はすみやかに理事会または評議員会を招集しなければならない。
- 5 理事会及び評議員会に付議する事項は、それぞれ開催日の2週間前までに通知しなければならない。ただし、会長が緊急の必要があると認めた事項はこの限りではない。
- 6 監事・幹事は理事会並びに常任理事会に出席して意見をのべることができる。

第12条 評議員会及び理事会・常任理事会の議事は、それぞれの過半数をもって決し可否同数の場合は議長の決するところによる。

第13条 評議員会は次の事項を議決する。

- (1) 予算決算に関すること。
- (2) 事業に関すること。
- (3) 規約に関すること。
- (4) 役員に関すること。
- (5) その他会長が付議する事項。

第14条 理事会は次の事項を審議する。

- (1) 評議員会に提出する予算決算・事業計画。
- (2) 評議員会より委任された事項。
- (3) 役職員の推薦及び承認。
- (4) その他会長が付議する事項。

2 会長において理事会を招集する暇のない緊急を要する事項については、常任理事会にはかり理事長がこれを執行することができる。但し、その旨を理事に通知し次の理事会で報告しなければならない。

第15条 常任理事会は次の事項を審議する。

- (1) 理事会に提出する予算決算・事業計画等
- (2) その他重要な緊急事項

## 第5章 会 計

第16条 本連盟の経費は次にあげる収入を持ってこれに充てる。

- 1 会 費
- 2 補助金
- 3 大会参加料
- 4 寄付金
- 5 事業収入
- 6 その他の収入

第17条 本連盟の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会および評議員会の議決を経なければならない。

第18条 本連盟の収支決算は毎会計年度終了後会長が作成し、事業報告とともに監事の意見をつけ、理事会および評議員会の承認を受けなければならない。

第19条 加盟学校は会費を原則として5月末日までに完納する。

第20条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 事務局

第21条 本連盟の事務を処理するため事務局を置く。事務局の細則は別に定める。

## 第7章 補 則

第22条 本規約の改正は理事会で審議し、評議員会において定める。

第23条 本規約の施行についての細則は理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

本規約は昭和23年4月1日から施行する。

- |            |      |
|------------|------|
| 昭和27年4月1日  | 一部改正 |
| 昭和42年2月22日 | 一部改正 |
| 昭和47年3月17日 | 一部改正 |
| 昭和61年5月22日 | 一部改正 |
| 平成14年2月26日 | 一部改正 |
| 平成17年4月20日 | 一部改正 |
| 平成22年4月1日  | 一部改正 |

## 2 宮崎県高等学校体育連盟専門委員会規程

### 第1章 総 則

第1条 宮崎県高等学校体育連盟規約第2章第7条にもとづき次の専門委員会を設ける。

- 1 調査研究委員会
- 2 競技委員会
- 3 定時制通信制委員会（以下定通委員会）
- 4 保健体育教科研究委員会

### 第2章 委 員

第2条 各委員会の委員は原則として理事若干名をもってあてる。その委嘱については各支部の推薦にもとづき理事会の同意を得たのち会長が行う。

なお、必要に応じて別に会長の委嘱する委員若干名を加えることができる。

第3条 各委員会には、委員の互選による正副委員長を各1名ずつ置く。

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

### 第3章 任 務

第5条 委員長は委員会を代表し、委員会を統括する。

第6条 副委員長及び委員は委員長を補佐する。

### 第4章 会 議

第7条 委員会は随時会長が招集する。

- 1 委員会の議長は、委員長が務める。
- 2 各委員会は議事録を作成する。

### 第5章 調査研究委員会

第8条 調査研究委員会は次に関する会務を処理する。

- 1 体育・スポーツの振興発展に必要な方策及び内容の調査研究に関すること。
- 2 体育・スポーツの指導者の研究に関すること。
- 3 生徒等の実態調査に関すること。
- 4 研究協議会及び講習会等の開催に関すること。
- 5 機関誌の編集・発行に関すること。
- 6 その他

### 第6章 競技委員会

第9条 競技委員会は次に関する会務を処理する。

- 1 競技専門部に関すること。

- 2 高体連の主催する大会開催に関すること。
- 3 体育・スポーツの普及振興に関すること。
- 4 競技力向上に関すること（強化指定）
- 5 その他

## 第7章 定通委員会

第10条 定通委員会は次に関する会務を処理する。

- 1 県高体連定通委員会の計画並びに財務・文書事務等に関すること。
- 2 全国高体連定通専門部・諸機関との連絡調整に関すること。
- 3 全国及び県高等学校定通大会の派遣及び運営に関すること。
- 4 体育・スポーツの普及振興に関すること。
- 5 その他

## 第8章 保健体育教科研究委員会

第11条 保健体育教科研究委員会は次に関する会務を処理する。

- 1 保健体育教科研究に関すること。
- 2 宮崎県学校体育研究発表大会の全体会・高等学校部会の開催に関すること。
- 3 会報の編集・発行に関すること。
- 4 全国学校体育研究優良校・功労者の推薦に関すること。
- 5 その他

## 附 則

本規程は昭和47年3月17日から施行する。

昭和61年5月22日 一部改正

平成14年2月26日 一部改正

平成16年2月25日 一部改正

平成21年4月1日 一部改正

## 3 宮崎県高等学校体育連盟スポーツ賞表彰規程

第1条 宮崎県高等学校スポーツの向上発展に関し、特に功績顕著な者に対して、その功績をたたえ、益々高校スポーツの発展を図ることを目的とする。

第2条 表彰は、下記の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- 1 宮崎県高等学校体育連盟スポーツ賞は本連盟の個人またはチームで選手として品位をそなえ、次の各項に該当した者の中から選考して表彰する。
  - (1) 全国高等学校体育大会で第8位までに入賞したもの。
  - (2) 九州高等学校体育大会で優勝したもの。

- (3) 3年間を通して各競技専門部で最も活躍した優秀選手。  
ただし本項(1)(2)(4)(6)の個人表彰に該当するものとの重複はできない。
- (4) 県高等学校総合体育大会で3年連続・5年連続・7年連続・10年連続優勝したものの。
- (5) 全国または県高等学校定時制通信制体育大会等で活躍し、定通委員会から推薦されたもの。
- (6) その他表彰に値する功績をあげた生徒もしくはチーム。
- 2 本連盟加盟校の教職員及び学校長の承認する運動部外部指導者で次の各項に該当するものを表彰する。
- ※任を離れる年に表彰する。
- (1) 会長の任をつとめ、その任を離れたるもの。
- (2) 副会長・支部長・専門部長をつとめ、その任を離れたるもの。
- (3) 理事長・支部理事長の任をつとめ、その任を離れたるもの。
- (4) 専門委員長(調研・競技・教科・定通)・競技専門委員長・理事(含事務局)をつとめ、その任を離れたるもの。
- (5) 全国大会で優勝した生徒(含チーム)もしくは全国高校新記録を樹立した生徒を育成したもの及び県校等学校総合体育大会で3年・5年・7年・10年という連続優勝に導いた同一指導者及び学校長から承認された運動部外部指導者。
- 3 次の項に該当するものは、退職又は、申請時に特別別表彰する。
- (1) 一度役職をひかれた時に表彰を受けられ、その後再び高体連役職として活動されたもの。
- (2) 多年高体連活動の普及振興に寄与し、顕著な功績のあったもの。
- 第3条 被表彰者は次の各団体から推薦されたものについて表彰委員会で選考する。
- |          |         |          |
|----------|---------|----------|
| 1 各競技専門部 | 2 各高等学校 | 3 本連盟事務局 |
|----------|---------|----------|
- 第4条 表彰は表彰状及び記念品を贈呈し、これを行う。
- 第5条 表彰委員会は、本連盟の常任任理事をもって構成する。
- 第6条 表彰は毎年1回行う。

## 附 則

この規程は昭和38年3月31日より施行する。

昭和50年3月10日	一部改正
昭和59年3月6日	一部改正
平成3年3月20日	一部改正
平成6年3月4日	一部改正
平成14年2月26日	一部改正
平成21年2月26日	一部改正
平成25年4月17日	一部改正
平成26年5月16日	一部改正

## 4 宮崎県高等学校体育連盟弔慰・見舞に関する規程

本連盟では弔慰・見舞に関する規程をつぎのとおり設け、各条により、その該当者に対し、弔慰・見舞の意を表する。

第1条 加盟生徒及び役員が死亡した場合、次のようにする。

- (1) 加盟生徒が本連盟主催（全国高校総体、九州大会を含む）の競技大会において死亡した場合、20,000円の弔慰金をおくり、会長名で弔電を打つ。
- (2) 本連盟の役員が死亡した場合、20,000円の弔慰金をおくり、会長名で花輪（供花）をおくり、弔電を打つ。
- (3) 本連盟の役員の親族（1等親）が死亡した場合は5,000円の弔慰金をおくる。

第2条 加盟校生徒、および役員が病気や負傷した場合、次のようにする。

- (1) 加盟生徒が本連盟主催（全国高校総体、九州大会を含む）の競技大会において負傷（1ヶ月以上）で入院した場合、5,000円の見舞金をおくる。
- (2) 本連盟の役員が病気や負傷で1ヶ月以上入院した場合、5,000円の見舞金をおくる。

第3条 この規定以外で会長が必要と認めた場合は、弔慰・見舞の意を表することができる。この場合事後理事会に報告する。

付則 高体連役員とは高体連要覧に記載されている役員3, 4, 5, 6, 7を指す。

この規程は平成12年12月15日の常任理事会で審議し平成13年2月26日の理事会で承認され、平成13年度より運用される。

平成25年4月17日 一部改正

## 5 宮崎県高等学校体育連盟競技専門委員会細則

### 第1章 総 則

第1条 宮崎県高等学校体育連盟専門委員会規程第6章第9条第1項の規定により競技専門部（以下専門部という）に関する事項を定めるため、本細則を制定する。

## 第2章 競技専門部

第2条 本連盟に次の専門部及び準専門部を置く。

1 専門部

- |                 |             |             |
|-----------------|-------------|-------------|
| (1)陸上競技部        | (2)体操部      | (3)水泳部      |
| (4)バスケットボール部    | (5)バレーボール部  | (6)卓球部      |
| (7)ソフトテニス部      | (8)テニス部     | (9)サッカー部    |
| (10)ラグビーフットボール部 | (11)ソフトボール部 | (12)ハンドボール部 |
| (13)ウエイトリフティング部 | (14)登山部     | (15)レスリング部  |
| (16)柔道部         | (17)剣道部     | (18)弓道部     |
| (19)相撲部         | (20)バドミントン部 | (21)ホッケー部   |
| (22)空手道部        | (23)ボート部    | (24)フェンシング部 |
| (25)ヨット部        | (26)自転車部    | (27)ボクシング部  |
| (28)馬術部         | (29)なぎなた部   | (30)少林寺拳法部  |
| (31)カヌー部        |             |             |

## 第3章 役員

第3条 専門部には次の役員を置く。

- |          |          |
|----------|----------|
| 専門部長 1   | 専門委員長 1  |
| 副専門委員長 1 | 専門委員 若干名 |

第4条 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。任務及び選出については次のとおりとする。

- 1 部長は加盟学校長の中から各専門部・理事会の推薦にもとづいて会長が委嘱する。
- 2 部長は会務を統括する。
- 3 委員長及び副専門委員長は委員の推薦にもとづいて会長が委嘱する。
- 4 委員長は部を代表して会務をつかさどる。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときまたは欠けたときはその職務を代行する。
- 5 専門委員は加盟校の当該競技顧問の推薦にもとづいて会長が委嘱する。

## 第4章 部会及び監督会議等

第5条 専門部はそれぞれの部会及び監督会議等を開き会務を処理する。

- 1 部会は原則として年3回、監督会議等は年2回開催することができる。
- 2 部会及び監督会議等は会長が招集し、専門委員長が司会する。

## 附 則

本規程は昭和47年3月17日から施行する。

昭和57年4月20日 一部改正

昭和61年5月22日 一部改正